

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ

ご利用
ください

各種融資制度・補助

融 資

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種の融資制度を実施しています。

●小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

◆**対象** 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については、5人以下）

◆**融資額** 1,250万円以内

◆**資金使途** 運転資金、軽易な設備資金

◆**返済期間** 96カ月以内

◆**利率** 年0.8%（ほかに保証料0.5%～2.2%が必要です）

◆**申し込み** 市内の銀行・信用金庫の各支店または市役所商工観光課

※既借入などによっては、融資が受けられない場合があります。

●勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携している融資制度です。

対象は、いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満65歳以下の方）です。

【住宅資金融資制度】

◆**内容** 1世帯1物件で、1,000万円以下（返済は20年以内で、年利2.36%）

※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

【生活安定資金制度】

◆**内容** 1世帯100万円以内（返済は4年以内で、年利1.67%）

※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

★**申し込み・問い合わせ** 東海労働金庫多治見支店
(☎②30133)

●土岐市中心市街地等出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、中心市街地などへ新たに新店出店される方への融資制度です。

◆**融資額** 1事業者500万円以内（出店資金総額の2分の1以内）

※返済は最長7年（据え置き1年含む）で、年利2%（信用保証付きの場合1.6%）

◆**対象** 対象地域に新たに店舗や事業所を開設する個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

◆**対象地域** ①中心市街地活性化基本計画に定める範囲 ②都市計画法に定める用途区域のうち、商業区域・近隣商業区域（JR中央線の北側を除く）

※大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

◆**申し込み** 市内の銀行・信用金庫の各支店

補 助

●小口融資等信用保証料助成制度

各小口融資制度（①市小口②県小口③全国小口④中心市街地等出店資金）を利用された方を対象に、その信用保証料を助成します。

◆**保証料助成額** 融資実行の際に支払った信用保証料の全額

●ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造や、ベンチャー企業の育成を推進する制度で、県融資制度①創業支援資金 ②産業活性化資金のうち一定の要件に該当するもの）を利用された方を対象に補助を行います。

◆**補助金額** 融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、1事業者200万円を限度とします。

★そのほかに、中心市街地などへの新たな出店に関しても、家賃補助や店舗を貸し出した方への補助制度があります。



■問い合わせ 商工観光課(内線232)